

# 日本山岳文化学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本山岳文化学会 (JAPAN Academic society of Mountain Culture) と称する。(英文略称 JAMC)

(事務所)

第2条 本会の事務所は、首都圏に置く。

(目的)

第3条 本会は、山岳文化に関する調査、研究、保護、保存と振興及び普及を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究促進を目的とする会合 (全国大会) の開催と『論集』の発行
- (2) 調査研究及び講演会、講習会、視察会等の実施
- (3) 会員の研究業績、その他を掲載する機関誌 (『山岳文化』) の発行と活動状況を会員に報告する会報の発行
- (4) 各種資料・文献の保存
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員 (夫婦会員、法人その他の団体を含む。)、名誉会員、準会員及び賛助会員とする。法人その他の団体は、代表者1名を正会員と見なす。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する者で、国籍・性別・年齢を問わない。  
正会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し会長に提出し、理事会は提出された書類に基づき可否を決定する。
- 3 名誉会員は、本会運営の功労者及び日本並びに世界の山岳界において功労のあった者で、理事会が推薦し総会の承認を得た者とする。
- 4 準会員は、大学生 (大学院生を含む。) で、正会員と同様の手続きを経て理事会の承認を得た者とする。
- 5 賛助会員は、本会の事業に財政的援助を行う個人又は企業、若しくは団体が理事会が承認した者とする。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、役員を選出・被選出権を有し本会の営むあらゆる事業に参加することができる。また本会の編集出版物について無料配布又は優先配布を受けることができる。ただし、名誉会員、準会員、賛助会員及び夫婦会員の一人は役員を選出・被選出の

権利を有しない。

- 2 名誉会員は、役員会、総会、委員会、その他の会議に出席して意見を述べ又は提案(総会の議事提出権を除く。)することができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 会員(名誉会員を除く。)は、所定の会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第7条 会員で退会しようとする者は、理由を付した退会届を会長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 所定の会費を2年以上納入しない者は退会したものと見なす。
  - 3 本会の名誉を傷つけ、かつ目的に著しく反する行為をした者は、理事会の議決を経て退会を求めることができる。
  - 4 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき、若しくは団体が解散したときはその資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本会の事業を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 理事30名以上50名以内(会長1名・副会長3名以内・事務局長1名・常務理事30名以内を含む。)
- (2) 監事2名
- (3) 評議員20名以上50名以内

(役員を選出)

第9条 前条の役員は、正会員の中から選出する。

- 2 役員選出規定については、別に定める。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し総会及び理事会を主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 事務局長は、会長・副会長を補佐し、会務を掌理する。
- (4) 常務理事は、理事会から委託を受けた本会の会務を分担し処理する。
- (5) 常務理事は、常務理事会を組織し、本会の日常会務を議決し、執行する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し執行する。
- (7) 監事は、会計及び会務の監査に当たる。
- (8) 評議員は、会務について会長より依頼された事項を審議し、会長に報告する。

(役員就任及び任期)

第11条 第8条の役員任期は、1期2年とする。ただし重任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、理事会で選考決定し、総会に報告する。その役員の任期は辞任役員の任期の残任期間とする。

- 3 第8条の役員任期開始及び満了時期は、当該年度の総会から2年後の総会までとする。

(役員会)

第12条 理事会は、会長が招集し、年2回以上開催する。

- 2 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 議長はその都度決める。
- 4 理事会及び常務理事会は、理事又は常務理事現在数の3分の2以上(委任を含む。)の出席により成立し、議決は出席理事又は常務理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 監事は理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし議決権は有しない。
- 6 評議員会は、会長が招集し、年1回以上開催する。
- 7 名誉会員は、理事会、常務理事会、評議員会に出席し、意見を述べ又は提案することができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第4章 総会

(総会の構成と開催方法)

第13条 正会員をもって総会を構成し、本会の組織と運営に関する事項を議する。

- 2 総会は会長が招集し、年1回原則として5月に開催する。なお、理事会の議決又は正会員の3分の1以上の要求があったときは臨時に総会を開催しなければならない。
- 3 議長は、その都度決める。
- 4 名誉会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議事提出権及び議決権は有しない。

(総会の議事)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 年次事業報告及び次年度事業計画
- (2) 年次会計報告及び監査報告並びに次年度予算
- (3) 全国大会の開催に関する事項
- (4) 役員改選年度においては、役員の選出及び委嘱に関する事項
- (5) 会則の変更及び組織の変更に関する事項
- (6) その他

(総会の議決)

第15条 総会は、正会員の5分の1以上の出席によって成立(委任状出席を含む。)し、議事は、出席正会員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。ただし会則の変更は3分の2以上の同意を要する。

(議案提出の手續)

第16条 正会員は、総会に議事を提出することができる。

議事を提出しようとする者は、総会の1か月前までに提案議事内容及び提案理由を会長に提出しなければならない。

(委員会)

第17条 会務の必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会は、必要に応じて会長が召集する。

(分科会)

第18条 分科会は、5名以上の賛同を得て理事会に設置提案書を提出し、理事会の承認を得なければならない。活動については、理事会で定める分科会内規による。

(支部の設立)

第19条 地方(複数又は単数の都道府県)又は外国において支部を設けて活動しようとするときは、次の要件を満たした申請書を理事会に提出しなければならない。

- (1) 20名以上の当該地域居住会員の署名
- (2) 研究、調査又は出版活動の実績を付した申請書
- (3) 支部規則案
- (4) 代表予定者

2 理事会は、前項の申請書を審議し総会に提出し、承認を得なければならない。

## 第5章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金等により、これを支弁する。

(会費)

第21条 正会員、準会員及び賛助会員は、毎年6月末までに当該年度分の会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額は、総会で定める。
- 3 名誉会員からは会費は徴収しない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日で終わる。

## 付 則

- 1 本会は西暦を使用する。
- 2 本会則の施行に必要な内規は、理事会で定める。
- 3 本会の会費(年額)は、正会員5,000円、準会員3,000円、賛助会員1口20,000円とする。また、新入会員は別に2,000円の入会金を納めなければならない。
- 4 本会の事務所は、当分の間下記に置く。

〒300-2337

茨城県つくばみらい市谷井田1389-5

日本山岳文化学会

TEL & FAX 0297-58-8001

E-mail office@jamc.gr.jp

役員選出規程

- 1 会長、副会長、事務局長、理事及び監事の選出は理事会の推薦による。
- 2 役員に立候補する場合は、5名以上の会員の署名を添付する。
- 3 理事会は候補者を総会に提案する。
- 4 評議員の選出には研究分野と都道府県及び外国などの地域性を考慮して理事会において推薦し、総会の承認を得なければならない。

制定施行	2003年	3月	8日
改正施行	2004年	5月	29日
改正施行	2005年	5月	28日
改正施行	2006年	5月	27日
改正施行	2007年	5月	26日
改正施行	2008年	5月	30日
改正施行	2009年	5月	30日
改正施行	2010年	5月	29日
改正施行	2011年	5月	28日
改正施行	2013年	5月	25日